

## 検討事項及びスケジュール（案）

## 1 検討事項

- 重傷病給付金の支給対象期間等の在り方
- 犯罪被害者に負担の少ない支給の在り方
- 若年者の給付金の在り方
- 親族間犯罪被害に係る給付金の在り方

## 参考

第3次犯罪被害者等基本計画（平成28年4月1日閣議決定）（抄）

## 2 給付金の支給に係る制度の充実等（基本法第13条関係）

## (1) 犯罪被害給付制度に関する検討

警察庁において、平成20年度以降拡充してきた犯罪被害給付制度の運用状況等を踏まえつつ、重傷病給付金の支給対象期間等の在り方について「犯罪被害給付制度の拡充及び新たな補償制度の創設に関する検討会」の取りまとめに従った取組を進めるとともに、犯罪被害者に負担の少ない支給の在り方や、若年者の給付金の在り方及び親族間犯罪被害に係る給付金の在り方について、実態調査や他の公的給付制度に関する調査を1年を目途に行い、これらを踏まえた検討を速やかに行って、必要な施策を実施する。

## 2 スケジュール

- 第1回 重傷病給付金の支給対象期間等の在り方  
4月10日（月）10：00～12：00
- 第2回 犯罪被害者に負担の少ない支給の在り方  
4月24日（月）10：00～12：00
- 第3回 親族間犯罪被害に係る給付金の在り方①  
5月19日（金）16：00～18：00
- 第4回 若年者の給付金の在り方  
5月29日（月）14：00～16：00
- 第5回 親族間犯罪被害に係る給付金の在り方②  
6月5日（月）16：00～18：00
- 第6回 座長試案検討  
6月19日（月）10：00～12：00